

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための室蘭工業大学の行動指針（BCP）

段階		研究活動	授業	学生の課外活動	学内会議	事務体制
0	通常					
1	制限一小	感染拡大に最大限の配慮をして活動する。	感染拡大に最大限の配慮をして、面接授業を基本としつつ、一部で遠隔授業を実施する。 ※遠隔授業には、同時双方向型とオンデマンド型があり、本学では同時双方向型を主とする。	感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可又は全面禁止	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議も行うが、文書協議又はオンライン会議を推奨する。	感染拡大に最大限の配慮をして、通常の勤務を行う。
2	制限一中	研究活動は継続。感染拡大に最大限の配慮をしつつ、研究室関係者（教員、学生、研究員、研究スタッフ）は現場での滞在時間を減らし、学生に関しては可能な場合は自宅での作業を検討する。	感染拡大に最大限の配慮をして、遠隔授業を基本としつつ、演習、実習、実験では面接授業を認める。	全面禁止	対面会議は必要最小限とし、原則として文書協議又はオンライン会議に移行する。	感染拡大に最大限の配慮をして、通常の勤務を行う。
3	制限一大	実験・研究を継続するために必要な必要最小限の研究室関係者のみ、立ち入る。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らす。それ以外の研究室関係者は自宅での作業を行う。	全ての授業を遠隔授業で行う。	全面禁止	原則として文書協議又はオンライン会議のみ	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、職場での滞在時間を減らす。可能な範囲で職員の時差出退勤や在宅勤務を行う。窓口業務を縮小する。
4	制限一最大	以下の研究室関係者のみ研究室への立ち入りが許可される。立ち入り者相互の面談を避ける。 1)進行中の実験を終了または中断することを行う者 2)中止することによる大きな研究の損失を被ることとなる、長期間にわたって継続している実験の遂行する者 3)研究材料の維持（生物の世話、液体窒素補充・冷凍室管理など）、あるいはサーバー維持のために一時的に入室する者	全ての授業を遠隔授業で行う。教員は積極的に自宅から遠隔授業を行う。	全面禁止	文書協議又はオンライン会議のみ	業務の遅滞、事後処理を大幅に許可し、職場での滞在時間を大幅に減らす。職員の時差出退勤や在宅勤務を積極的に行う。窓口業務は中止する。
5	原則停止	大学機能の最低限の維持のために、領域長又はセンター長へ届出の下で研究材料の維持、サーバー維持のために一時的に立ち入る。この場合、原則教員が行うこととし、立ち入り者間での面談は禁止する。立ち入り者は出入りの記録をつける。	全ての授業を遠隔授業で行う。教員が大学内から遠隔授業を行うことは原則禁止する。	全面禁止	文書協議又はオンライン会議のみ	緊急性が高い事務を継続するために必要最小限の職員が出勤する体制とし、その他の職員は原則として在宅勤務とする。

\* この行動指針は全学共通を原則としますが、上記によりがたい個別の事情、案件に伴う対応方針等については、「室蘭工業大学危機管理対策本部」で協議し、決定する。

\* この行動指針は、今後の状況に応じて随時見直しを行う場合があります。